

令和元年第7回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第7号)

招 集 年 月 日	令和元年7月24日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和元年7月24日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和元年7月24日10時15分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 8 名 欠 席 1 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	1 番	栗栖 眞知子		
	4 番	木下 博志		



議長	<p>本日の出席委員は 8 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 7 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 1 番委員と 4 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 40 号から議案第 45 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 40 号について、1 番委員より説明をお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>議案書の 1 ページの議案第 40 号をご覧ください。先日、現地調査を行いましたところ、申請地にはマルチが敷いてありました。申請者の■■■さんに電話で連絡をとったのですが、つながらなかったため、委任状に記載されております委任者の■■■さんに連絡を取りました。■■■さんは元野菜の卸業をされており、家の方も取得される手続きをされており、農地の取得が確定されたのち、マルチを外して耕作されるとのことでした。ミニ耕耘機を所有されており、周辺の農地利用に影響はありません。以上のことから、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 41 号について、3 番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 41 号の説明を 3 番委員さんからお聞きした情報をもとに、代わって説明させていただきます。本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請になります。議案書の 1 ページと 3 ページ及び 4 ページをご覧ください。3 番委員さんと譲受人の方は先週立ち会われ、現地調査を行ったそうです。申請地の現況は休耕状態であるそうですが、今後はその申請地に葉物野菜や根菜類を作付けされるそうです。なお、譲受人の方は、農機具も所有され、農作業に常時従事されているそうです。また、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もないそうです。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、この申請につきまして 3 番委員さんは許可相当と考えられております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>続いて、議案第 42 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>22 日に現地確認を行い、併せてこの手続きに関する■■■■さんと調査を行いました。これについては、写真を撮っておりますが、住宅を建てられる予定であります。譲受人の方は町在住の方ですので、定住をはかる意味でも良好な取引ではないかと思っております。これについての問題は特にないと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 43 号について、8 番委員より説明をお願いいたします。</p>
8 番委員	<p>議案第 43 号について、説明します。今月 17 日、譲受人の■■■■さん立ち会いのもと、現地調査をしました。図面は 6 ページになります。この件は、譲渡人が昭和 58 年ごろ、自宅化した農地と隣接する宅地を含め、譲受人が買い受けるものです。すでに転用されており、始末書が提出されております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障はないと認められることから許可妥当と判断します。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 44 号について、9 番委員より説明をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>議案書 1 ページの議案第 44 号及び 7 ページの現地地番図をご覧ください。譲受人の■■■■さんによります店舗及び車庫用地への転用事案です。この度、申請地を譲渡人の■■■■より譲り受け、店舗及び車庫用地に転用しようとするものです。4 月 16 日、私と申請人の奥さん立ち会いのもと、現地調査をしました結果について、事案説明いたします。申請人の■■■■さんは、元上本郷出身で、蕎麦屋を開業したく、場所を探していたところ、当地となり、開業までは時間がかかるが、時間がかかるというのは、業者に頼まず自分で全部やられるということで時間がかかるそうです。それで、楽しみと目標にしますと、言われてました。申請地は、安芸太田町モルテンメディカルから北へ約 70m に位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 45 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 45 号の説明をさせていただきます。安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。別紙資料 1 の 1 をご覧ください。この度、安芸太田町待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 1 件出ておりますので、資料 1 の 1 のリストを加筆修正し、変更案を作成しました。資料 1 の 2 をご覧ください。■■■■さんによります待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町</p>

議長	<p>待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしているため、この農地を資料1の1のリストに追加しております。この資料1の1は案になります。審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第40号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第40号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第40号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第41号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第41号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第41号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第42号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第42号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第42号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第43号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 43 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 43 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 44 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 44 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 44 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 45 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 45 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 45 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 1 件出ております。安芸太田町大字穴の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>

議長

以上で本日の審議は終了いたしました。  
なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。  
これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第7回  
安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:15)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

1 番委員

4 番委員